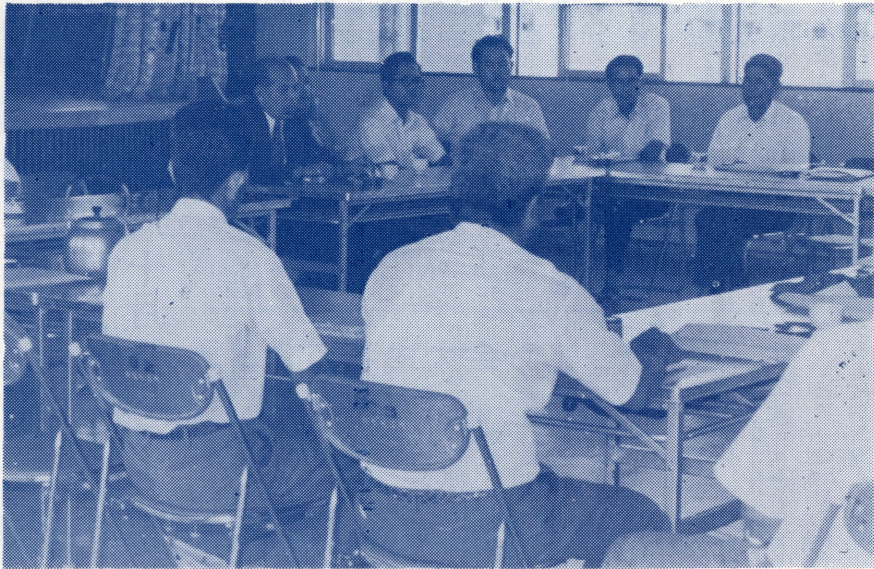




事務委託契約結ばれる

去る五月に提起されて以来、村 各字、地域での説明会等を経る一
民の間に色々と論議されてきた本 方、多くの村民からの意見等を総
村の行政区改編計画は、村当局の 合し、別図の通りの最終的な区計

行政の円滑、自治活動の 発展に一大飛躍が期待

新行政区——十六区 九月一日からスタート

画を決定し、去る九月一日から実
質的なスタートをきりました。
七月十八日から八月十六日にか
けての行政区改編計画の説明会
では(別表一の通りの日程で実
施)、色んな角度からの建設的な
意見が出され、村民の行政区改編
計画へのコンセンサスが高まり九
月一日、スタートの基礎が作られ
てきました。
この計画の実施で、いよいよ、
本村の今後の行政の円滑化、各区
自治活動の活性化が図られるもの
と多くの村民の期待は計り知れな
いものがあります。宮平村長も、
各字の住民との説明会を通して、
この計画の必要性と早期実施を痛
感し検討に検討を加えて九月一
日からの実施へとこぎつけまし
た。
検当の結果、当初十五区の計画
が十六区へと修正されたり、その
外細かい地域割の修正等がなされ
最終的な実施案が作られておりま
す。
村では、この区改編の実施と合
せて従来の事務委託契約について
も内容的な検討を加え、業務の明
確化を図り、去る九月十七日に



発行所
西原村役場
電話(09894)⑤-5011~3
印刷
西原印刷

村の世帯・人口	
(昭和52年8月末日現在)	
世帯数	3,474
人口	15,083
男	7,659
女	7,424
8月の人口移動	
出生	21
死亡	4
転入	137
転出	68
婚姻	4
離婚	2

は、各区から推薦された事務担任
者と事務委託契約が行われ、名実
ともに新しい行政区がスタートし
ました。

行政区改編説明会の日程

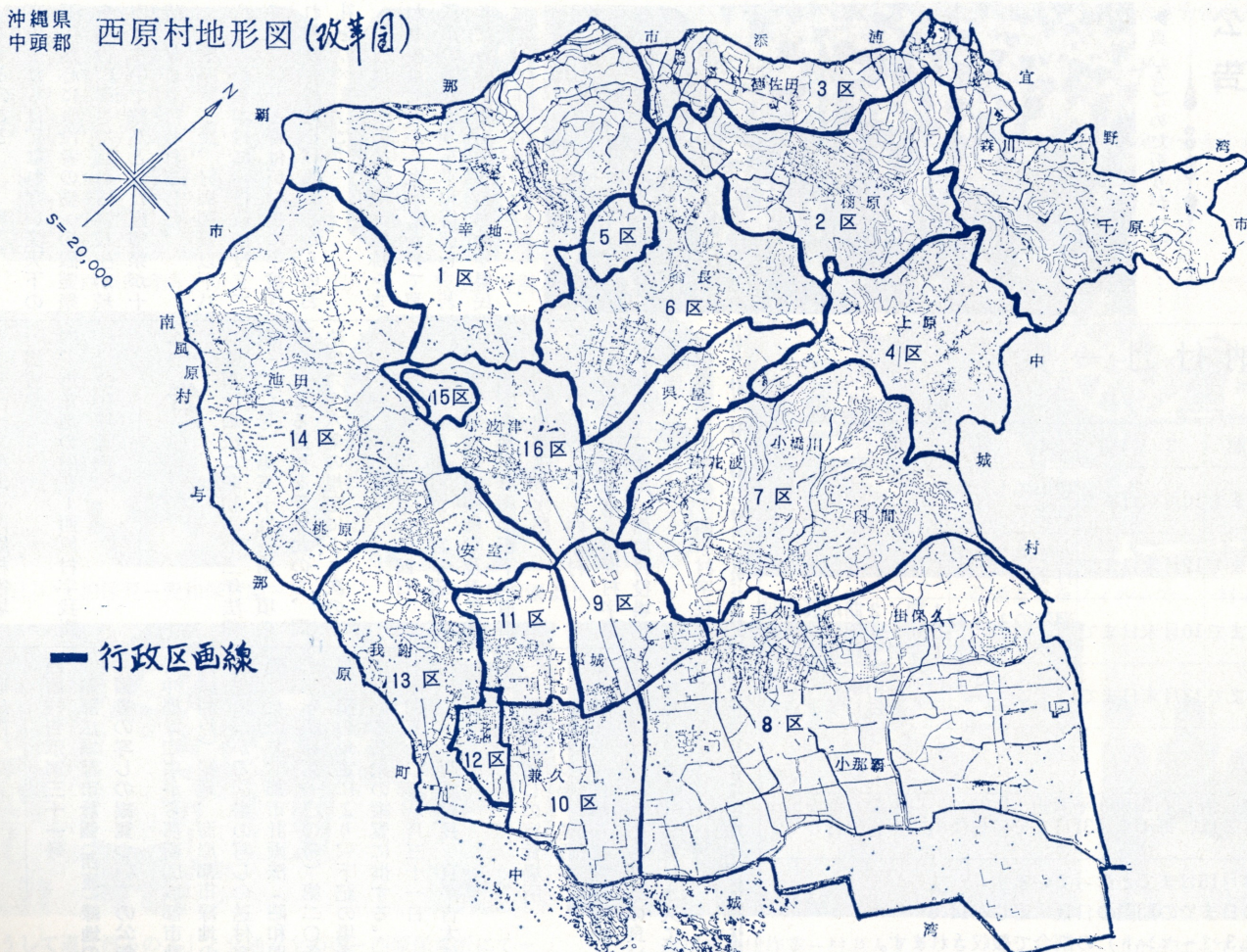
七月十八日(月)	A班—森川、千原 B班—津花波 C班—徳佐田
七月十九日(火)	A班—棚原 B班—小橋川 C班—桃原
七月二十日(水)	A班—翁長 B班—内間 C班—嘉手苅
七月二十一日(木)	A班—小那覇 B班—嘉手苅 C班—呉屋
七月二十二日(金)	A班—池田 B班—小波津団地 C班—与那城
七月二十五日(月)	A班—安室 B班—仲伊保 C班—掛保久
七月二十六日(火)	A班—小波津 B班—崎原 C班—伊保の浜
七月二十七日(水)	A班—伊保の浜 B班—坂田ハイツ C班—
八月十六日(火)	坂田ハイツ

時間：毎回、各班ともに原則と
して午後八時から十時までを実
施。
なお、字幸地、上原、兼久、我
謝は、説明会を開かなくても改編
計画に住民として異存がないとい
う事務担任者の申し出で、説明会
は省略された。

各区事務担任者名

- 一区：与那嶺 栄光
- 三区：安座間 喜正
- 四区：石原 昌信

西原村地形図(改訂版)



五区：富	六区：糸	七区：呉	八区：与	九区：与	十区：泉	十一区：城	十二区：泉	十三区：呉	十四区：山	十五区：山	十六区：小波津
善	美	真	善	市	信	助	盛	雄	義	辰	雄

行政区	世帯	人口
1区	224戸	1,090人
2区	156戸	708人
3区	97戸	417人
4区	82戸	390人
5区	161戸	590人
6区	313戸	1,249人
7区	213戸	880人
8区	383戸	1,594人
9区	151戸	667人
10区	303戸	1,211人
11区	214戸	918人
12区	129戸	568人
13区	242戸	1,052人
14区	135戸	933人
15区	235戸	919人
16区	207戸	856人
計	3,245戸	14,042人

参考資料：昭和五十一年十一月末日現在の改編計画区内人口。
人口は昭和51年11月1日現在
住民登録実態調査による。

▽資料△

昭和五十二年度の 村畜産共進会を実施―要綱 まとまる 十月八日(土)

―目的―
村内の畜産農家の所得向上と家畜の改良増殖を図ると共に相互の技術交換並びに親睦を図り、村内の優秀な牛豚を一つの会場に集め審査公開し、村畜産農家の自信と意欲を高め、併せて村畜産振興に役立てることを目的とする。

―開催日程―
(1)主催：西原村役場
(2)後援：西原村農協、西原村畜牛組合、西原村養豚組合
(3)日時：昭和五十二年十月八日(土)
(4)場所：西原村役場裏広場
―出品申込―
申込期日：昭和五十二年九月二〇日

―出品資格―
(牛の部)
(1)肥育牛
(2)肥育牛(雄) 黒毛和種去勢に限り、生後三〇カ月(四歳)以下とする。一メートル八〇センチ(六尺)以上とする。

(豚の部)
(1)未経産豚：生後八カ月上十ニカ月未満、登記済豚
(2)経産豚：産子検定に合格した母豚、繁殖能力登録済豚
(3)若令雄：生後八カ月上十ニカ月未満、登記済豚
(4)壮令雄：生後十四カ月上で種豚登録済豚

(乳牛の部)
(1)未経産牛
(2)未経産牛(雌) 黒毛和種、生後三〇カ月上(四歳)とする。
(3)肥育牛(育成牛) 黒毛和種で去勢に限る。各少数頭の場合は種目を除外する。胸囲一メートル五〇センチ―一メートル八〇センチ未満

(繁殖牛(経産牛))
(1)繁殖牛(雌) 黒毛和種で登記又は登録されたもの
(2)繁殖牛(雄) 黒毛和種で登記又は登録されたもの
(3)候補牛：未経産に除かれた繁殖候補牛

村内の豚の飼養頭数

状況まとまる

村産業課では先きに、七月三十一日現在の村内の豚の飼養頭数調べを、各字の事務担任者を通して

実施。

この程その数字が別表の通りまとまりました。

養豚団地等の計画の話もあり村内の養豚業は数字にも表われている通り活発と言えます。

豚の飼養頭数調査表

豚飼養戸数及び飼養頭数調べ

字	名	飼養戸数	生体60kg以上	離乳後60kg未満	母仔豚	繁殖用		計
						雌	雄	
幸地	3	9	10	6	25	19	1	25
千原	3	15	13	9	60	13	7	60
徳佐	4	13	12	150	142	17	1	51
森田	12	30	40	20	17	1	1	311
上原	3	30	40	20	17	1	1	108
翁長	10	56	38	28	27	1	1	150
呉屋	3	13	28	21	3	3	1	65
津花	2	12	12	4	1	1	1	17
嘉手	1	20	18	8	1	1	1	46
小那	4	43	68	27	24	1	2	162
崎原	1	9	9	1	2	2	1	21
仲伊	3	2	13	4	30	2	2	51
兼保	5	5	29	158	51	3	3	246
与那	1	11	11	3	3	1	1	14
我謝	4	7	10	27	11	1	1	56
安室	1	2	2	2	1	1	1	4
池田	2	20	24	13	13	1	1	58
波津小	3	22	42	13	14	2	2	93
	65	189	358	566	400	25	1538	

墓前に新たな平和の誓いを… ―立正佼成会高校の船一行 西原の塔で慰霊祭

去る八月二日、午前九時、西原の塔は、例のない若々しい高校生たちでうめつくされた。

この一行、立正佼成会高校の船の団員で、村瀬雅貞団長以下八八〇名。立正佼成会の全国各高校から探求すること、合せて沖縄県の

一行の代表者というものである。一行の目的は戦争の悲惨さ、恐ろしさを、戦跡地見学、参拝を通して、いつそう認識を深め、平和建設に向けての宗教青年の使命を探究すること、合せて沖縄県の

税金が戻ります 還付請求をお早く ―北那覇税務署より

税務所では、ただいま税金の還付を行っています。還付請求書をまだ提出されていない方は、お早めに提出して税金の還付をうけて下さい。

この税金の還付は、昭和五十一年分所得税の特別減税に伴うもので、還付される金額は、本人は六、〇〇〇円、控除対象配偶者や扶養親族は、一人につき三、〇〇〇円として計算した金額です。

た還付請求書に所要の事項を記入し、

①事業所得者などの場合
事業所得者など確定申告をして納税した人は、すでに税務署から還付を受けられる金額をお知らせしてあります。その際、同封された還付請求書に所要の事項を記入し、

②サラリーマンの場合
本年六月一日現在において、昨年と同じ給与の支払者のもとに勤務しているサラリーマンは、賞与や給与を受取る際に給与の支払者から還付されます。なお、給与の支払者は、その月の還付事務を終った場合には、「給与特別減税額の還付金額計算兼還付届出書」の提出用を還付した月の翌月十日までに税務署に提出して下さい。

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末日までに退職した人や給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっていない場合があります。

くわしいことは、北那覇税務署(〇九八八七七一三二四)へおたずね下さい。

歴史、文化等の見聞を高めることにあるとのこと。

高校生たちは、なれない炎天下の下、熱心に戦没者の霊への慰霊祭を挙げる。暑さで倒れる高校生が続出する中で整然とした慰霊祭が十時すぎまで行われました。

慰霊祭終了後、村瀬団長以下八八〇名から本村に「村政に役立てて下さい」と寄付が村長に手渡され村長が村民を代表し心からのお礼をのべました。

一行は、その後、南部戦跡をまわり夜は七時から九時にかけて那覇市の国際通りを平和行進し、若者たちの平和祈願への熱意を県民にアピールしました。

公告

都市計画法(昭和四十二年法律第一〇〇号)第五十九条第一項の規定による認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

昭和五十二年八月二十四日

西原村長 宮平吉太郎

一、都市計画事業の種類及び名称
一、那覇広域都市計画都市下水道事業、我謝都市下水道

二、施行者の名称
一、西原村
二、事務所の所在地
一、西原村字嘉手苅一、二番地、西原村役場建設課

三、事業地の所在地
一、西原村字我謝建設課
二、事業地の所在地
一、西原村字我謝上之川原地内

四、事業地の所在
一、西原村字我謝建設課
二、事業地の所在地
一、西原村字我謝上之川原地内

西原村告示第三十一号
那覇広域都市計画(西原)緑地の図書の写しの縦覧についての公告

沖縄県知事から那覇広域都市計画(西原)緑地、海岸都市緑地の変更にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第一〇〇号)第二〇条第二項の規定により、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月三十一日

西原村長 宮平吉太郎

公告

都市計画法(昭和四十二年法律第一〇〇号)第五十九条第一項の規定による認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

昭和五十二年八月二十四日

西原村長 宮平吉太郎

一、都市計画事業の種類及び名称
一、那覇広域都市計画都市下水道事業、我謝都市下水道

二、施行者の名称
一、西原村
二、事務所の所在地
一、西原村字嘉手苅一、二番地、西原村役場建設課

三、事業地の所在地
一、西原村字我謝建設課
二、事業地の所在地
一、西原村字我謝上之川原地内

四、事業地の所在
一、西原村字我謝建設課
二、事業地の所在地
一、西原村字我謝上之川原地内

西原村告示第三十一号
那覇広域都市計画(西原)緑地の図書の写しの縦覧についての公告

沖縄県知事から那覇広域都市計画(西原)緑地、海岸都市緑地の変更にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第一〇〇号)第二〇条第二項の規定により、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月三十一日

西原村長 宮平吉太郎



村税の納付月一覧表

西原村役場

納期	1 期	2 期	3 期	4 期	備 考
税の種類					
村・県 民 税	6 月末日まで	8 月末日まで	10 月末日まで	翌年の 1 月末日まで	
固 定 資 産 税	5 月末日まで	7 月末日まで	12 月末日まで	翌年の 2 月末日まで	
国民健康保険税	4 月末日まで	7 月末日まで	10 月末日まで	翌年の 1 月末日まで	1 期・2 期は仮徴収 3 期・4 期は本算定で課税されます。
国民年金保険料	6 月末日まで	9 月末日まで	12 月末日まで	翌年の 3 月末日まで	特別追納未納の方は早く納付して下さい
軽 自 動 車 税	全期 4 月末日まで				
特別土地保有税	昭和47年 4 月 1 日以降、新しく 5,000 平米約 (1,00 坪) 以上の土地を取得し引続き所有するものは、毎年 5 月 31 日までに村役場に申告納付しなければいけません。				

1. 村民税の申告は毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日までとなっています。

2. 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント(納期の翌日から 1 ヶ月以内は年 7.3 パーセント)の割合で徴収されます。

公告

都市計画法(昭和四十二年法律第一〇〇号)第五十九条第一項の規定による認可を受けたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十二年八月二十四日

西原村長 宮平吉太郎

一、都市計画事業の種類及び名称
一、那覇広域都市計画公園事業
二、施行者の名称
一、西原村

第四回村民バレーボール大会

男子優勝—翁長チーム
女子優勝—翁長(A)チーム

去る七月三〇日に西原中、西原小両体育館で第四回村民バレーボール大会が開かれ、男女とも翁長チームに栄冠が輝きました。
今大会には男子が十四チーム、女子が十七チーム参加し、各会場で熱戦を展開しました。

今大会は、特に団地の自治会チームの活躍が目立ち、例年になく盛り上がりが見られました。
家族ぐるみの応援団が会場のいたる所で見受けられ、楽しいムードが広がっていました。

斗い終って栄冠は、チームワークと練習量が優るチームに輝きました。男子翁長、女子、翁長と字翁長チームが男女征覇の偉業を達成し会場から割れるような拍手を受けました。

熱戦をくりひろげた

各字対抗球技大会

夏はスポーツ大会の花ざかり。去る七月二十四日には、本村体育協会(小川正元会長)主催の昭和五十二年度の各字対抗球技大会が西原中学校、西原小学校体育館で開かれた。

地区大会への選抜を兼ねたこの大会には、バレーボール、バスケットボール、卓球に十四カ字が参加し熱戦を展開した。
結果は次の通りですが、代表選手は地区大会での健闘を期待しましょう。

●バレーボール
男子優勝—翁長、準優勝—仲伊保
女子優勝—翁長、準優勝—棚原
●バスケットボール

みんなそろって写生大会

☆☆字小那覇の児童生徒たち☆☆

夏休みも終りにちかづいた去る八月二十三日に字小那覇の児童生徒四〇余人が沖繩高校グラウンド地域の海岸で写生大会、ソフボール大会を行いました。

男子優勝—翁長、準優勝—内間
女子優勝—棚原、準優勝—謝我
●卓球
優勝—小橋川、準優勝—仲伊保

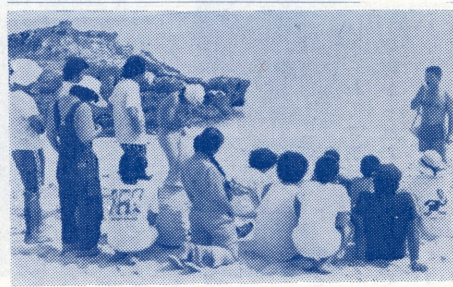


「ソレー」と気合が聞こえそう—

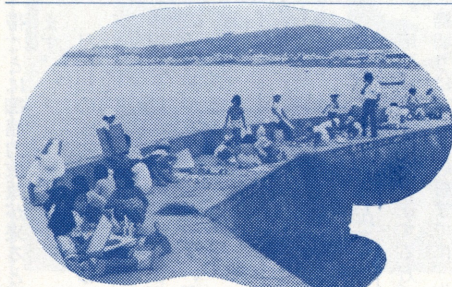
村青年教室

—野外キャンプ—

八月六日、七日にかけて恩納村のダイアモンドビーチで、楽しいキャンプ。三十四名が参加。キャンプファイヤー、水泳教室と思いきり青春をエンジョイ。若さってすばらしい、来たれ青年教室へ。参加者みんな楽しそうでした。

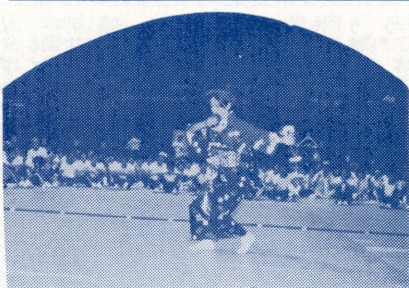


「海をあなどってはいかん」と注意



気持ちいいなあー。いい絵が出来そう

兄弟や姉妹がそろって、さわやかな海からの風を受けながらの写生大会は、いかにも楽しそう。兄弟やお友だちが、「ここはこうしたら?」「これは、この色で!」と意見を出し合っている写生風景は、それ自体、すばらしい一コマをなしているようでした。
海岸には呉屋団長はじめ有志の方がアドバイスに大ワラワ、お母さん方も、ソフボール大会などに積極的に参加し、楽しい夏休みの一時をすごしました。
子供たちにまじって大人も一生懸命、写生にソフボールに取り組んでいるようでしたが創造性、元気の点で子供たちが、数段まさっている観のる愉快な一時でした。
呉屋厚雄(村厚生課長)団長の話では、今後、字内の子供たちが、元気で、スポーツや勉学に励んでいく部活環境を作るため、どんなこの種の行事を計画したいとのことでした。どんどんスポーツ少年団の支部も結成されていきます。まだの地域も頑張って結成にこぎつけましょう。



「これが琉舞なのだ」みなウットリ

全国スポーツ少年団創立十五周年記念全国大会に本村からも九人が参加
八月一日から五日にかけて、全国スポーツ少年団創立十五周年記念全国大会に、次の九名の方が沖縄県代表団の一員としてきました。(敬称略致します) 小波津秀勝(小波津)、石原昌信(翁長)、菊地健二(翁長)、与那嶺善政(幸地)、新川美千代(兼久)、小波津さゆり(小波津)、城間勝江(棚原)、呉屋博一(小波津)、呉屋博之(指導員)



西原保育所より



坂田保育所より



楽しい—泊保育—愛和保育園—



白百合保育園より



「こうして道は渡るのよ」と交通安全指導—西原保育所にて—



今年も奉仕作業—村老人クラブ—



「がんばって来ます」と西中女子卓球部、村役場訪問

カメラがとらえた にしはらの夏!!

十月一日から「赤い羽根」募金運動始まる——第二十六回

助けあう気持ちを大切に

十月一日。恒例の赤い羽根共同募金運動が始まります。今年はその第二十六回目。

この赤い羽根共同募金は、私たちが、社会福祉に對する理解をつねにあらたにし、私たちの善意を結集して、民間の福祉活動を総合的、計画的、合理的に展開し、福祉国家建設の国民的基礎を築くところに、この運動の目的があります。

私たちの村でも年々、この運動に對する村民の皆さんの関心が高まり高い運動実績を残しております。

昨年度は、目標額が五十五万六千円で、実績が七十八万四千七百八十八円、達成率、一四一、一％、県下で十二番目となっております。

今年度の本県の目標額は七十七万八千三百円で、本村の場合百一十一万九千円となっております。各区の事務担任者を通して各世帯ごとに御協力依頼が来ると思われます。

うまい話にご用心

—ネズミ講の正体と落とし穴—

ネズミ講ってご存知ですか？
甘いさやきでまたたく間に全国にまんえんする一方、思わぬ被害に合い悲しい知らせも後をたちません。

ひと口にネズミ講といっても、いろいろな種類があり、手口は巧妙を極めています。しかも自分からは「ネズミ講です」とは決していわないで、つい話のついでにまいます。

痛い目にあわないためには、ネズミ講のしくみを知っておくのが一番。勧誘されたなら、それがネズミ講であるかどうかを、見極めましょう。

ネズミ講の特徴

①講（コースなどと呼ぶ場合が多い）に加入すると、一定金額を講の本部や先輩会員に送金するよう指示されます。

②講に加入すると、最低二名の新規会員の勧誘、加入が義務づけられます。

③勧誘、加入させた自分の子会員が、さらに孫会員を勧誘、加入させ、これがある段階まで進み、自分の子孫会員が一定数に達すると講の本部もしくは子孫会員から、自分のところに送金されます。

このようにネズミ講的に会員がふえるわけですから、理論上、またたく間に日本全国、世界全体の人口よりも会員が多くなってしまうのです。

講が必然的に破たんしてしまうのは明らかです。つまりネズミ講は、早く講に入った人だけが得をして、大多数の人々は必ず損をするしくみになっているのです。

被害者は同時に加害者——主婦のAさんは「これは助け合いのひとつなんですよ」と言葉たくみに近所のBさんからネズミ講への加入を誘われました。

「あなたが加入してお金を出しさらに二人加入させると、助け合いで五〇倍以上のお金が送られてくるんですよ」と、うまい話だと思ひませ

作品内容は「沖縄の産業まつり」の主題名と「昭和五十二年十一月十八日（金）〜二十日（日）」の期間、及び「第一会場・奥武山運動公園、体協会館、第二会場・労働福祉会館、第三会場・農業試験場、第四会場・工業試験場」の場所をあらわす文字を記入すること。

沖縄の産業まつり

ポスター作品募集

応募資格は県内在住する方。締切りは九月三〇日までに、作品が必着のこと。

作品の大きさは半紙（約五十四センチ×七十八センチ）又は、四ツ切（約三十九センチ×五十四センチ）とする。材料はクレヨン、クレパス、水彩絵具、ポスターカラー、その他とする。

作品内容は「沖縄の産業まつり」の主題名と「昭和五十二年十一月十八日（金）〜二十日（日）」の期間、及び「第一会場・奥武山運動公園、体協会館、第二会場・労働福祉会館、第三会場・農業試験場、第四会場・工業試験場」の場所をあらわす文字を記入すること。

作品のイメージは、本県産業の発展と振興を表現したもので、未発表のものに限りません。作品の背後に、住所、氏名、年令、職業（学生の場合は、学校名、学年）を明記して下さい。

作品の送付先は、県庁広報課内「沖縄の産業まつり」ポスター募集係（電話一〇九八八・六六二・二〇二）、〒九〇〇、那覇市泉崎一・二一三二、沖縄県企画調整課。

ご存知ですか？

人権擁護委員会を……

十月七日に本村で特設人権相談所を開設

人権擁護委員は、住民のなかから人格識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人を市町村長が推せんし法務大臣が委嘱した方です。

現在、全国に約一〇五〇〇名（沖縄県に約一六〇〇名）の人権擁護委員がいますが、わたくしたちの西原村には、つぎの三人の方々がなっております。いわば「人権の番人」とも言われています。

人権擁護委員の主な仕事は、わたくしたちの人権が犯されないように監視し、もし、人権を犯された人がいた場合には、相談相手になって、これを救済したり、人々の間に正しい人権の考え方を広めたりして、人権の擁護にあたります。

このようにして、人権擁護委員は、昨年中に全国で約一五〇、〇パーセントリップ調査に御協力を、交通情況の現状を知るために十月下旬に実施

今年十月月上旬から約一カ月にわたり、国、県、市町村が協力して、人の一日の行動について調べるパーセントリップ調査を行います。

一、調査の目的

交通施設の現況や計画の問題点を見出し、交通施設やバス路線のあり方および新しい交通機関の必要性等を検討して、将来の総合的に合理的な交通計画を立てるために役立てます。

二、調査の対象

沖縄本島の中部地域（石川市読谷村以南）の全世帯のうちから統計理論に基づく抽出される約一万六千世帯（全世帯の約八％）の家族の五才以上の人を対象にアンケートをお願いすることになります。

三、調査の内容

調査対象者にあらかじめ指定する一日の行動について、いつ、ど

- 部広報課内です。
- 発表は、入賞者に十月五日までに本人に通知します。賞は最優秀一円が贈られます。
- 〇〇件の人権関係の相談をうけ、問題の解決にあたっています。
- 人権がおかされている例として例え、●子供や老人が虐待されているとき、●変なうわさをたてられて名誉や信用を失ったとき、●みんなから不当に仲間はずれにされたり、不当な差別を受けたとき、●悪臭や煙など公害で悩まされているとき、●クラブ活動などでリンチやシゴキを受けたときなどがあります。
- このほか、登記、借地、離婚、扶養、相続等の問題の相談を人権擁護委員の自宅で応じています。相談は無料でむずかしい手続も必要なく、秘密も守られますので遠慮されずお気軽にお出で下さい。
- なお、九月中旬から各市町村で特設人権相談所が開設されておりますが、本村の場合、十月七日午前十時午後三時まで村役場ホールで行われます。
- 何か御相談ごとがある方は、御利用下さい。
- 本村の人権擁護委員
- 与那嶺義孝：字津花波二〇〇 電話五二五八二
 - 大城勝治：字嘉手苅三十五 電話五一二四〇
 - 平良清仁：字兼久一七 電話五一二七二
- ういうい目的で、どんな交通手段を利用して、どこからどこへ行ったかを記入していただきます。
- 四、調査の方法
- 訪問する日をあらかじめハガキでお知らせし、調査員が記入方法を説明致します。そして後日、アンケート用紙を回収することになります。
- なおこの調査についての詳しいことについては、村建設課、都市計画係（電話五一五〇一）あるいは五二四一五）までお問い合わせ下さい。